

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

第9回 人権シンポinかながわ

日時 2021年11月6日(土) 10時~17時30分
場所 会館・Web開催(Zoomウェビナー) ※イベントによって異なります。
詳細は当会ホームページのイベント情報をご確認ください。



神奈川県のアウトライ
ンと天称をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

個人情報を含むため、
非掲載とさせていただきます。

山ゆり

「マンカラ」というボードゲームをご存知ですか？最近まで私も知らなかったのですが、小学校の子どもたちの間で流行っているようです。今は、朝・夜と毎日のように家族でやっています▼ゲームの起源を調べてみると、アフリカや中近東、東南アジアで古くから遊ばれていた伝統的なボードゲームです。「マンカラ」はアラビア語で「動かす」を意味する動詞から派生した名詞だそうです▼ルールは地域などにより様々のようで、ローカルルールもあるようですが、基本は6個の穴×2列のうち、自分の陣地から石が無くなれば勝ちというものです。時間は5~10分もあれば終わります▼単純なようですが、相手の石の動きを先読みして、自分の石を動かすため、頭を使います。基本的に、運の要素はありません。相手が子どもだと思つて甘く見ると、負かされます▼いいところは、別に商品を購入しなくても、自宅にあるものですぐに代用可能な点です。「石と穴」に対応するものがあれば遊べます。うちも、最初は、小さな小皿とビー玉などで代用していました(ただその後は、はまってしまい、商品を購入しましたが)▼お勧めですので、ぜひやってみてください。

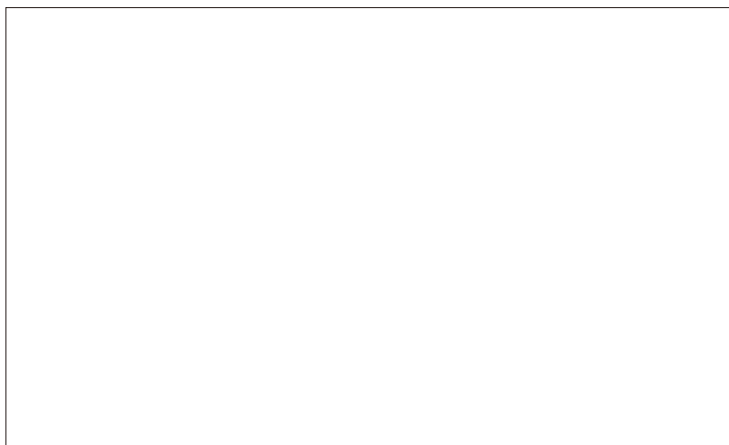
司法から見た神奈川の150年 第4回

高校生模擬裁判選手権

オンラインで開催

第14回

8月7日に、日弁連が主催の第14回高校生模擬裁判選手権(以下「日弁連模擬裁判選手権」)が、オンラインで開催された。神奈川県からは、8つの高校が日弁連模擬裁判選手権にエントリーしたが、出場校数の制限により、公文国際学園高等部



神奈川県模擬裁判交流戦での被告人質問の様子

と清泉女学院高等学校の2校が出場した。一方、日弁連模擬裁判選手権に出場できなかった6校(湘南白百合学園高等学校、洗足学園高等学校、桐光学園高等学校、中央大学附属横浜高等学校、法政大学第二高等学校、法政大学附属国際高等学校)は、当会においてオンラインで開催された、神奈川県模擬裁判交流戦(以下「神奈川県交流戦」)に参加した。

日弁連模擬裁判選手権は、架空の事件記録を素材として、高校生が、検察チーム・弁護チームを組織し、それぞれ証人尋問・被告人質問・論告・弁論を実施するイベントである。高校生は、法律実務家の支援を受けながら、高校生自身の発想で争点を見つけ出し、整理し、尋問事項や論告・弁論も自ら作成して実演する。神奈川県交流戦も、日弁連模擬裁判選手権と同じ題材を用い、ほぼ同じ内容で実施した。

参加校の生徒たちは、難しい事案に果敢に食らいつき、作問者の想定を超えるような高校生ならではの発想で、弁護士顔負けの法廷活動を行った。また、オンライン開催となったことを活かし、スライドなど、見せ方に工夫を凝らした学校が多かったのが印象的であった。

日弁連では、現在、「司法試験合格者の更なる減員を提言すべきか」について、活発な議論が行われている。2002年3月、政府の司法制度改革推進計画は「2010年ころには司法試験合格者を年間3000人程度とする」とを指す」との指針を示した。これを受けて、2001年には990人であった司法試験合格者が、2010年には2133人となった。

露木事件を振り返る

創立150年会史編纂WT 会員 間部 俊明

大日本帝国憲法や裁判所構成法が制定される前の明治17年10月18日、横浜重罪裁判所(明治15年1月1日設置)は、海綾(ゆるぎ)郡、足柄上郡、大住郡の農民8名に死刑を言い渡した。

被告人らは判決を不服として上告したが、明治18年6月27日、大審院は、これを棄却し、全員の死刑が確定し、執行された。いわゆる露木事件である。

6年前の真土村事件の再来と言われたこの事件を神奈川県史は時代背景を含め8頁にわたって書いている。しかし、横浜弁護士会史上巻は、真土

村事件については触れた(48頁)ものの、露木事件のことには触れていない。神奈川県全域の弁護士会がこれだけの大事件を取り上げなくてよいのかと思う。

平塚市図書館が発行する「きいぶ」第48号(2001年9月。以下「きいぶ」)は「長兵衛茶屋と露木卯三郎」と題して

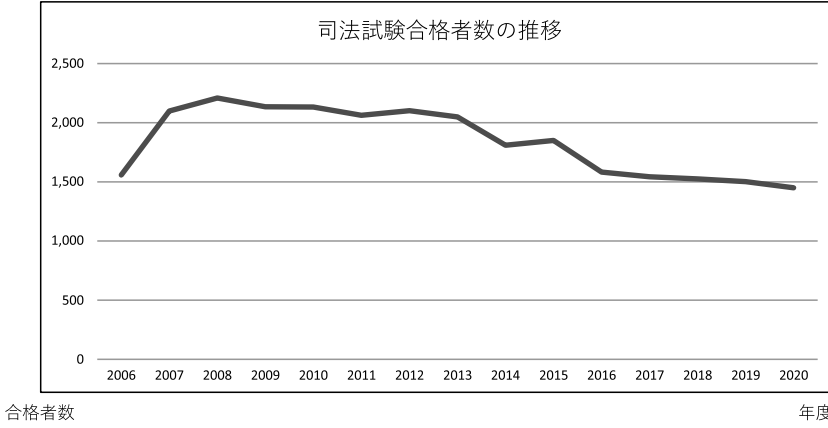
県史にはない判決結果や後年、8名の供養塔が建立されたことなど露木事件について補筆している。長兵衛茶屋とは平塚市土屋の七国峠にあった休憩所で、多くの負債農民がここに集まって議論を交わしたという。露木卯三郎は、海綾郡一色村出身の貸金業者で、借主は上記3郡のほか足柄下

郡、高座郡にも及びその数500人以上と県史は伝えている。明治17年5月15日、8名の農民は、露木の妻の実家である大磯の旅館宮代屋を襲撃し、止宿中の露木と番頭を殺害した。「きいぶ」によれば、この事件発生の前、農民100人が長兵衛茶屋に集まって、「竹槍庭旗をもつて露木の家に攻め込み、家族残らず皆殺しにしよう」と協議し、小田原警察署の巡査が来て解散を命じたとのことである。事件を防ぐことはで

きなかったのだろうか。今であれば民事事件として処理できる事案が最悪の刑事事件となったことに胸が痛む。

横浜重罪裁判所での刑事裁判では、地元の代言人が弁護人となったと思われるが、誰がどのような弁護活動を行ったのか。負債の延納、利子の減免等の要求をしたが露木が聞き入れなかったために犯行に至ったという経過だったのか。県史や「きいぶ」を読んでも代言人は出てこないが、農民らは、露木との交渉を

Table with 2 columns: 年度(年) and 合格者数(人). Lists data from 2006 to 2020.



法曹人口検証問題の現在(上)

会員 武内 大徳

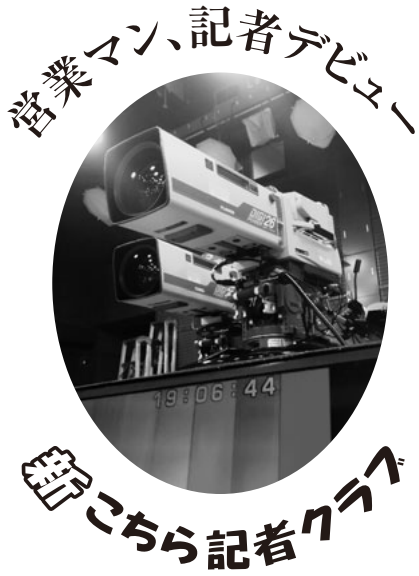
「法曹人口検証本部」であり、2020年9月から、膨大な統計資料の検証と、更なる減員を打ち出すことの見非に関する議論が続けられている。日弁連執行部は、2021年度中に検証作業を終え、今後の方針を示すことを目標としている。

松嶋佳史会員 留萌でも頑張って!!

花束を抱える松嶋会員を囲んで

8月19日、松嶋佳史会員の留萌ひまわり基金法律事務所所長就任激励会が、当会会館5階で開催された。緊急事態宣言中ではあったが、当会の会員11名が会館に集まった他、全国各地（青森から熊本まで）から松嶋会員を応援したいというかながわパブリック法律事務所（以下、弘会員からは、「留萌でも頑張る」）の松嶋会員と同じ班のメンバーであった藤田章（以下、藤田）が形成されたというエピソードが面白おかしく語られた。

松嶋会員と同じ班のメンバーであった藤田章（以下、藤田）が形成されたというエピソードが面白おかしく語られた。



営業マン、記者デビュー

昔こちら記者クラブ

「来週から報道部にいつても入社してすぐに東京支社営業部に配属になり、その後放送外事業の業務などを担当していた私には予想もなかった異動の辞令であった。それまでは「スポンサーのため」を軸に仕事をしてきた私にとって、全くの違う畑であるからだ。

北海道出身で大学時代を神奈川で過ごしたものの、全く土地勘がなかった私がまず最初に苦んだのは、土地の名前と場所を覚えることであった。清川村、湯河原町、横浜市区区…。県警・司法の担当にな

間に間に合わせるため、現場の距離などから時間を逆算するには必須のスキルだ。

また、テレビである以上「画」を常に意識するということも難

である。情報をもろつかい出稿をもろつかいのか。この違いだけだと思つた。奮闘はききょうも続く。

テレビ神奈川 報道部 齋藤 新

り事件・事故・裁判の取材がメインとなるので、「〇〇で事件が発生した」と聞けば現地に向かわなければならない。放送時

しい。「画」と「原稿」は同じくらい大切なものでお互いを補うこともある。「ここはこういう画があればより伝わる」というのは同行するカメラマンから学ぶほかない。

「公設事務所支援委員会 副委員長 長谷山 尚城」

雑感

会員 濱田 崇 (46期)

常議員会 のいま

常議員を拝命したのは2回目になる。今回は随分と前のことだが、長時間にわたる議論に堪えられず、フェードアウトしてしまった苦い記憶が残る。

このようなかたわで乗り気ではなかったのだが、46期は毎年順番で常議員を輩出するルールなので、順番ということでも今期務めることになった。今期は我が同期のフタ

のが偽らざる本音ではある。もっとも、最近はやりのウェブ会議はどうも好きになれない。調停もしかり、裁判もしかり、気持ちを伝えるためには、

やはりリアルが一番よいと思う。しかし大変な世の中になった。横浜港に罹患者を乗せた船が停泊していたのは去年の2月のことだったか。あのころほどこか他人事のように感じていたが、あれから1年半。危機は身近に迫り、事態はますます深刻の度を増している。出口が見えない世情は不安だが、明けぬ夜はないとの譬えを信じて、心おきなく笑える日が来るまで元気でいたいと思う。

それでは、沖でイカが呼んでいるようなので、このへんで（令和3年8月記）。

理事者室 だより イン弁なしで大丈夫？

副会長 畑 裕士

これまで10年以上様々なダイエットに挑戦しては挫折し、人間ドックでは毎回メタボ診断を受けてきた。そんな私が最近、久しぶりに会った人から「痩せた？」と言われることがチラホラある。

日々の業務に忙殺されての不摂生、慣れない会務での過度のストレスなどが原因ということでは全くないので、心配なく。副会長という大役を引き受けることが決まったときから、一年間の激務

に備えて、体力維持と体調管理のために長年の懸案事項であったダイエットを再開した（今回は、高強度インターバルトレーニングと最近話題のプチ断食）。その結果、就任前の半年で5キロ、就任後にも3キロほど減量し、完全にメタボラインを下回った。

ところで、当初の予想通り、理事者の仕事は、とても大変でストレスも多い。ただし、伊藤信吾執行部時代に理事者会費の電子化が導入された

お陰で、おそらく現在の理事者業務は以前に比べると格段に負担が少なくなっていると思われる。また、委員会や会議へのZOOM参加、事務所の通常業務の電子化により、現場以外でも仕事をすることも可能である。

副会長への就任前後には「イン弁なしで大丈夫？」と聞かれることが多く不安も大きかったが、業務のIT化、優秀な弁護士会事務局のサポート、担当委員会の先生方や所属事務所の支援等や、明るく頼りになる執行部のメンバーにも囲まれるのではないかと思っている。

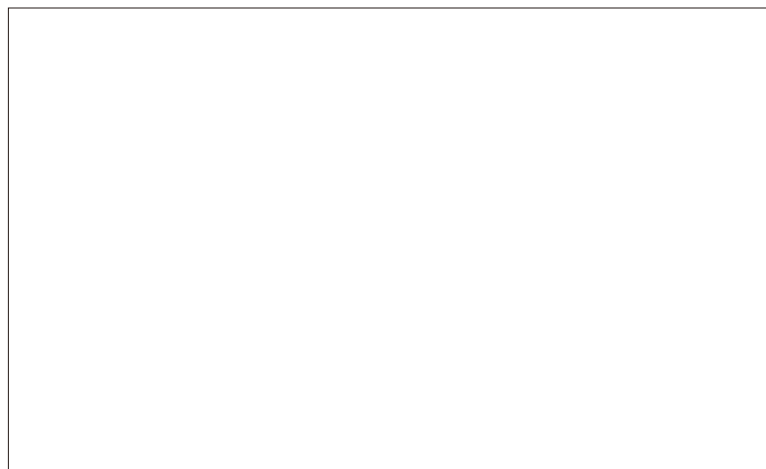
なお、今年度の個人的な目標の一つは年度末にリバンドしていないことである。

やはりリアルが一番よいと思う。

高齢者等の見守りネットワーク構築を目指して!

～日弁連会員人権擁護大会プレシンポジウム開催～

第63回人権擁護大会第2分科会「超高齢社会における消費者被害の予防と救済を考える」誰一人取り残さない社会をめざして」のプレシンポジウムとして、8月23日、「み



充実したパネルディスカッションの様子

んなどで防ごう高齢者等の消費者被害」地域連携のあり方を考える」が開催された。千葉県弁護士会弁護士徳彦弁護士の基調講演においては、次のような報告がなされた。高齢者の相談が増加傾向で被害額も高額である。従来の行政

や警察による対応では限界があり、自主的な被害防止も困難であることから、地域連携を活用した見守りが重要である。消費生活センター相談窓口にたどり着く人は被害にあった人の数パーセントであるため、地域連携により消費生活センターの利用促進が必要である。意欲のある公務員などの人的関係のみに頼った連携はその公務員が異動すると連携の継続が困難なため、組織として継続的な連携が必要であり、地域協議会を設置するメリットがあるなどである。なお、消費者安全法に基づき高齢者などの消費者被害を防ぐために地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会(以下、地域協議会)という。通称「見守りネットワーク」の設置が可能となった。神奈川県下では本年4月から

8月5日、人材育成支援委員会の委員を中心としたメンバーにより、木澤克之最高裁判所判事を訪問した。木澤判事は、東京弁護士会所属の弁護士の後、平成28年7月最高裁判所判事に任官し、本年8月定年により退官された。

最高裁判所訪問

木澤克之最高裁判所判事に

お話しを伺う

最高裁判所訪問は当委員会の恒例企画であるが、昨年はコロナ禍のため中止となっていました。本年も直前の緊急事態宣言の発令により実施が危ぶまれたものの、規模を縮小する形にて実現することができた。木澤判事、担当秘書官その他協力頂いた最高裁判所の皆様には心から感謝を申し上げます。そのように制約のある中で行われた今回の訪問であったが、重厚な第一

小法廷の評議室を見学させて頂いた後、木澤判事室において行われた判事との懇談は、予定時間の1時間を大幅に超えた2時間余に及ぶ、充実した時間となった。評議の秘密があるためお話し頂ける範囲は限られたものであったが、それでも木澤判事が関わった判決についてのお話しは大変興味深いものであった。

例えば、預金債権が遺産分割の対象となると判断した決定では、前任の山浦善樹判事の後任としていきなり主任となりご苦労されたこと、地方議会議員の出席停止処分について司法審査が及ぶとした判決では、60年ぶりの判例変更という歴史的な事件に携わり大きな感慨をお持ちになったこと、被害

者保護を重視して国や企業の責任を広く認めた建設アセスメント訴訟判決では、任期のほぼ全部をかけて膨大な記録を相手に取り組まれたことなど。とりわけ興味を引いたのは、夫婦別姓を合憲とする大法廷判決についての話題であった。先に出た平成27年大法廷判決や夫婦別姓が実現した場合の制度全体など様々な角度から検討された上で結論を出されたものであることがよく理解できた。

木澤判事には、将来当会にてご講演の機会を賜りたいと考えている。会員の皆様には是非ご参加頂き、最高裁判事のダイナミックな仕事の一端に触れて頂きたい。

(人材育成支援委員会 副委員長 岩田 武司)

Lawyer's コラム

私のSNS活用法

弁護士によるSNSの利用も一般的になってい

る。SNSにはクロスroads

な連絡が中心であるLINEのようなSNSと、Facebook(以下、FBという)、Twitter、Instagramのような、(範囲を定めて)公開投稿を行う形式のSNSが存在する。前者は、電話、メール

の延長線上にある利用方法と考へ、ここでは後者について述べたい。筆者はFBを多用しているが、業務上は①依頼者や顧問先からの案件に関する連絡②新規問い合わせの2つが多い。定期的な事件の依頼が来るわけではない街弁として「何かあったときの相談先」として覚えておいてもいいことは有益である。

私のFB上の「友人数」はおおよそ2500名(ほぼ直接の面識がある方に限っている)だが、紹介案件は電話やEメールよりむしろFB経由が主である。FB上で旅行や趣味を見ている友人なら、例え数年ぶりでも話題が形成しやすい。相談者側にも日常的な私の投稿を目にしているため「相談への心理的ハードル」が低いのもかもしれない。

また、SNSの特徴として、一度会っただけのおぼろげな縁もSNS上で維持する、一度交流

の途絶えた友人を共通の友人のところに発見するなどの便利な使い方もある。上記のように、私は、SNSをゼロからの人間関係を構築するツールではなく、もろく消えやすい人の繋がりを、補強し、維持していく補助ツールと考えている。

Twitterなどで匿名実名が入り乱れて激しい議論から職場へのゴヤキ・告発に至るまでヒヤヒヤする投稿も多

編集後記

本号1面は、新体制が整った事務局紹介です。全面事務局が主役の紙面というのなかなか珍しいのではないのでしょうか。棟居事務局長以下事務局の皆様、今後ともよろしくお願ひします。

デスク 久保 義人
記者 青山 良治
田鍋 智之
小野 航平
土居 久子
飯島 麻樹
中込 竜司